

東日本税理士法人 アルムナイ採用制度 規則（定年前退職後再雇用制度規則）

（目的）

第1条 この規則は、東日本税理士法人（以下「法人」という）就業規則第4条に基づき、アルムナイ制度（定年前退職後再雇用制度）について定める。

（資格要件）

第2条 次の各号のいずれにも該当する者であること

- 1 入社後1年以上在職したこと。
- 2 解雇を除く、次のいずれかの理由により退職した者であること。
 - (1) 妊娠、出産
 - (2) 育児
 - (3) 介護
 - (4) 配偶者の転勤
 - (5) 自己啓発（留学、資格取得等）
 - (6) 病氣療養
 - (7) その他法人が認めた一般的な理由
- 3 退職時又は退職後に、再雇用を希望する旨を申し出た者（定年による退職の者又は定年年齢以降の者は除く）

（手続き）

第3条 退職時又は退職後に、退職理由及び再雇用を希望する旨を書面により所長に届け出ること。

（採用）

- 第4条 中途採用を行う場合は、第3条に基づき届け出た者に対して優先的に募集を行うこととする。
- 2 アルムナイ制度にて応募があった場合は、本人の経験、能力等を勘案し、優先的に採用するよう努める。
 - 3 採用に至った場合は原則として、試用期間を設けない。ただし、経験のない職種の場合などは試用期間3か月以内を設けることが出来る。

4 入職手続きについては、就業規則を準用する。

(再雇用時の処遇・賃金)

第5条 再雇用時の処遇は退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事務所の業務・人員の状況等を踏まえ決定する。

2 勤続年数については、再入職日から起算する。

(再雇用後の配置・昇進・昇給等)

第6条 再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わない。

(再雇用者への教育訓練)

第7条 会社は、再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

附則 この規則は、令和7年5月1日から適用する。